

平成 30 年度 山口県医師国保組合の特定保健指導

山口県医師国保組合が実施する特定保健指導は、次のとおり山口県医師国保組合と山口県医師会が契約し、県内統一して実施する。

実施主体 山口県医師国民健康保険組合

受託者 一般社団法人山口県医師会

実施機関 山口県医師会へ届出をした実施機関

特定保健指導内容表

特定保健指導	動機付け支援	支援形態		原則1回の面接による支援を実施する。支援形態は、1 人 20 分以上の個別支援、または 1 グループおおむね 80 分以上のグループ支援(1グループはおおむね 8 名以下とする。)
		終了時評価の形態		面接または通信等により実施する。
	積極的支援	初回時面接の形態		動機付け支援の支援形態と同様とする。
		3 ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	「標準的な健診・保健指導プログラム」に定めるポイント数が、支援 A のみで 180 ポイント以上、または支援 A (最低 160 ポイント以上)と支援 B の合計で 180 ポイント以上の支援を実施するものとする。
			主な実施形態	個別、グループ、電話、メール支援を効果的に活用して実施する。毎月1回以上の支援を 3 ヶ月以上実施する。
		終了時評価の形態		面接または通信等により実施する。

契約単価内訳書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件
特定保健指導※	動機付け支援	9,000 円	・面接による支援終了後に左記金額の全額を支払
	積極的支援	28,000 円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額の 4/10 を支払 ・残る 6/10(内訳としては 3 ヶ月以上の継続的な支援が 5/10、実績評価が 1/10)は実績評価終了後に支払 ・3 ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※ 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により 1 円単位とする。

受診者自己負担額 なし